

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成30年9月13日(2018.9.13)

【公開番号】特開2017-31105(P2017-31105A)

【公開日】平成29年2月9日(2017.2.9)

【年通号数】公開・登録公報2017-006

【出願番号】特願2015-153641(P2015-153641)

【国際特許分類】

A 6 1 K	38/17	(2006.01)
A 6 1 K	31/718	(2006.01)
A 6 1 P	3/10	(2006.01)
A 6 1 P	43/00	(2006.01)
A 2 3 L	33/17	(2016.01)
A 2 3 L	33/10	(2016.01)
A 2 3 L	2/52	(2006.01)
A 2 3 L	2/38	(2006.01)

【F I】

A 6 1 K	37/16	
A 6 1 K	31/718	
A 6 1 P	3/10	
A 6 1 P	43/00	1 2 1
A 2 3 L	1/305	
A 2 3 L	1/30	Z
A 2 3 L	2/00	F
A 2 3 L	2/38	P

【手続補正書】

【提出日】平成30年8月2日(2018.8.2)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

カゼイン加水分解物を含有する、難消化デキストリンによる食後血糖値の上昇抑制を促進させる剤。

【請求項2】

前記カゼイン加水分解物の分子量が、1000ダルトン以下である、請求項1に記載の剤。

【請求項3】

前記カゼイン加水分解物の分解率が、20～30%である、請求項1又は2に記載の剤。

【請求項4】

前記カゼイン加水分解物に含まれる全アミノ酸の質量合計に占める遊離アミノ酸の質量合計の割合が、10質量%以下である、請求項1から3のいずれか一項に記載の剤。

【請求項5】

次の(a)乃至(d)を満たす難消化デキストリンとカゼイン加水分解物とを含有する血糖値上昇抑制剤：

- (a) 前記カゼイン加水分解物の分子量が、1000ダルトン以下、
- (b) 前記カゼイン加水分解物の分解率が、20～30%、
- (c) 前記カゼイン加水分解物に含まれる全アミノ酸の質量合計に占める遊離アミノ酸の質量合計の割合が、10質量%以下、
- (d) 前記難消化デキストリンと前記カゼイン加水分解物とが質量比で、
難消化デキストリン：カゼイン加水分解物 = 10 : 0.001 ~ 1 : 1
の割合で含有する。

【請求項6】

請求項1～4のいずれかに記載の剤又は請求項5に記載の血糖値上昇抑制剤が機能性食品の形態で提供されるものである、請求項1～4のいずれかに記載の剤、又は請求項5に記載の血糖値上昇抑制剤。

【請求項7】

請求項5に記載の血糖値上昇抑制剤を含有し、血糖値上昇抑制の用途が表示された飲食品。

【請求項8】

次の(a)乃至(d)を満たす難消化デキストリンとカゼイン加水分解物とを含有する血糖値上昇抑制用飲食品：

- (a) 前記カゼイン加水分解物の分子量が、1000ダルトン以下、
- (b) 前記カゼイン加水分解物の分解率が、20～30%、
- (c) 前記カゼイン加水分解物に含まれる全アミノ酸の質量合計に占める遊離アミノ酸の質量合計の割合が、10質量%以下、
- (d) 前記難消化デキストリンと前記カゼイン加水分解物とが質量比で、
難消化デキストリン：カゼイン加水分解物 = 10 : 0.001 ~ 1 : 1
の割合で含有する。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0016

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0016】

前述した本技術に係る剤又は血糖値上昇抑制剤は、機能性食品の形態で提供することができる。

本技術では、前述した本技術に係る血糖値上昇抑制剤を含有し、血糖値上昇抑制の用途が表示された飲食品も提供する。

具体的には、次の(a)乃至(d)を満たす難消化デキストリンとカゼイン加水分解物とを含有する血糖値上昇抑制用飲食品：

- (a) 前記カゼイン加水分解物の分子量が、1000ダルトン以下、
- (b) 前記カゼイン加水分解物の分解率が、20～30%、
- (c) 前記カゼイン加水分解物に含まれる全アミノ酸の質量合計に占める遊離アミノ酸の質量合計の割合が、10質量%以下、
- (d) 前記難消化デキストリンと前記カゼイン加水分解物とが質量比で、
難消化デキストリン：カゼイン加水分解物 = 10 : 0.001 ~ 1 : 1
の割合で含有する、を提供する。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0085

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0085】

なお、本技術は、以下の構成を採用することも可能である。

[1]

カゼイン加水分解物を含有する、難消化デキストリンによる食後血糖値の上昇抑制を促進させる剤。

[2]

前記カゼイン加水分解物の分子量が、1000ダルトン以下である[1]記載の剤。

[3]

前記カゼイン加水分解物の分解率が、20～30%である、[1]又は[2]に記載の剤。

[4]

前記カゼイン加水分解物に含まれる全アミノ酸の質量合計に占める遊離アミノ酸の質量合計の割合が、10質量%以下である、[1]から[3]のいずれかに記載の剤。

[5]

次の(a)乃至(d)を満たす難消化デキストリンとカゼイン加水分解物とを含有する血糖値上昇抑制剤：

(a) 前記カゼイン加水分解物の分子量が、1000ダルトン以下、

(b) 前記カゼイン加水分解物の分解率が、20～30%、

(c) 前記カゼイン加水分解物に含まれる全アミノ酸の質量合計に占める遊離アミノ酸の質量合計の割合が、10質量%以下、

(d) 前記難消化デキストリンと前記カゼイン加水分解物とが質量比で、

難消化デキストリン：カゼイン加水分解物 = 10 : 0.001 ~ 1 : 1
の割合で含有する。

[6]

[1]から[4]のいずれかに記載の剤、又は、[5]記載の血糖値上昇抑制剤が機能性食品の形態で提供されるものである、[1]から[4]のいずれかに記載の剤、又は、[5]記載の血糖値上昇抑制剤。

[7]

[1]から[4]のいずれかに記載の剤、又は、[5]記載の血糖値上昇抑制剤を含む糖尿病予防又は治療剤。

[8]

[1]から[4]のいずれかに記載の剤、又は、[5]記載の血糖値上昇抑制剤を含有し、血糖値上昇抑制の用途が表示された飲食品。

[9]

難消化デキストリンとカゼイン加水分解物とが質量比で、難消化デキストリン：カゼイン加水分解物 = 10 : 0.001 ~ 1 : 1 の割合で含有する[8]に記載の飲食品。

[10]

[1]から[4]のいずれかに記載の剤、又は、[5]記載の血糖値上昇抑制剤を使用した血糖値上昇抑制方法。

[11]

[1]から[4]のいずれかに記載の剤、又は、[5]記載の血糖値上昇抑制剤を使用した糖尿病予防又は治療方法。

[12]

難消化デキストリンによる食後血糖値の上昇抑制を促進させるための、カゼイン加水分解物の使用。

[13]

難消化デキストリンによる食後血糖値の上昇抑制を促進させる剤の製造のための、カゼイン加水分解物の使用。

[14]

カゼイン加水分解物を使用することを特徴とする難消化デキストリンによる食後血糖値の上昇抑制を促進させる剤の製造方法。

[15]

次の(a)乃至(d)を満たす難消化デキストリンとカゼイン加水分解物とを含有する
血糖値上昇抑制用飲食品：

(a)前記カゼイン加水分解物の分子量が、1000ダルトン以下、

(b)前記カゼイン加水分解物の分解率が、20～30%、

(c)前記カゼイン加水分解物に含まれる全アミノ酸の質量合計に占める遊離アミノ酸
の質量合計の割合が、10質量%以下、

(d)前記難消化デキストリンと前記カゼイン加水分解物とが質量比で、

難消化デキストリン：カゼイン加水分解物 = 10 : 0.001 ~ 1 : 1
の割合で含有する。